

# 業務指示書

## コンゴ民主共和国道路維持管理能力強化プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月13日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月18日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任（総括）について】**

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路維持管理に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理計画
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはフランス語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者：担当分野 道路点検】**

- 1) 類似業務の経験：道路点検
- 2) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはフランス語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者：担当分野 舗装補修】**

- 1) 類似業務の経験：舗装補修
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**第6 プロポーザルの提出手続き等**

**1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物**

- (1) 期限：2016年1月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

**2 プロポーザルの無効**

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

**第7 見積価格及び内訳書**

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(CDF1 = 0.135 円 , US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 130.12 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。

- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 2月 4日(水) 10:00～12:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部(麹町)2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路維持管理計画  
道路点検  
舗装補修

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

42.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月16日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
 コンゴ民主共和国道路維持管理能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路維持管理計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路点検	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 舗装補修	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

コンゴ民主共和国（以下、コンゴ民）においては、長年の内戦の影響による政府機能の不全、経済活動の停滞、失業者の増大、生活インフラの未整備が深刻な問題となっている。特に運輸インフラ整備の遅延が社会・経済発展を停滞・阻害していることから、大統領はインフラ整備を最優先課題として掲げており、第二次成長・貧困戦略文書（DSCR2（2011年10月））及び政府5ヵ年行動計画においても、運輸・交通の整備を優先課題に挙げ、老朽化インフラの改修、運輸インフラ整備の促進を目指している。その中でも道路維持管理は政府の優先政策となっている。

コンゴ民における道路総延長は153,209kmであり、他の交通インフラに比べ輸送においてより重要な役割を担っている。幹線道路58,509km、都市道路約7,400km、地方道路/農道約87,300kmに分類される。そのうち幹線道路と都市道路はインフラ公共事業省（Ministry of Infrastructures and Public Works: MIPW）傘下の公的機関が所管し、前者を道路公社（Office des Routes : OR）、後者を道路・排水公社（Office des Voiries et Drainage : OVD）が管理している。

首都キンシャサは総面積9,965 km<sup>2</sup>（市街地583 km<sup>2</sup>）のうちの大半が農村部で、市の西端に位置するわずかに都市化された地域に推定11,587千人（2015年）が居住している。キンシャサ市の人口は1968年に百万人を超えたのち、約半世紀の間で10倍以上に増加している。キンシャサ市内の道路舗装率は26%とコンゴ民全体の舗装率に比べてかなり高いものの、急激な人口増のため居住地が南部丘陵地等に拡大する傾向にある。そのため病院・学校等の社会サービスへのアクセス欠如や舗装道路への交通集中等、インフラ整備が追い付いていない。コンゴ民は2,345千km<sup>2</sup>と広大な面積を擁する国家であり、限られた予算の中で首都キンシャサと国土全体、双方のインフラ整備を実施していく必要がある。このような状況において、効率的な予算執行のためには人口の多い首都圏の既に整備済の道路網の維持管理が重要と考えられる。

幹線道路や都市道路の建設・維持管理を所掌するOR及びOVDでは、技術職が全職員のそれぞれ69%、77%を占める。ORでは28歳以下の職員が全体に占める割合は4%であるのに対し49歳以上の職員は60%と高齢化が進んでいる。両組織ともに道路維持管理体制が構築され、知識・経験の乏しい若手技術者は先輩技術者の指導を受けながら点検業務を行っている。しかしながらその体制はまだまだ脆弱であり、点検結果を適切に評価できず、点検結果に基づいた維持管理計画を策定できない状況にある。両組織では、かつて行われていた職員研修は現在実施されておらず、若手職員の育成も不十分である。

このような状況のもと、インフラ公共事業省は、2014年8月に道路維持管理能力強化のための技術協力プロジェクトを我が国に要請した。これを受けてJICAは、2015年7月に詳細計画策定調査を実施し、コンゴ民側関係機関と協議の上、協力コンポーネントの策定を行った。その後、双方政府内の手続きを経て、2015年12月にR/D(Record of Discussion)を締結した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

道路維持管理能力強化プロジェクト

## (2) 上位目標

首都キンシャサ市及びその近郊のアスファルト舗装道路の維持管理状態が改善される。

## (3) プロジェクト目標

プロジェクトサイトにおける OR 及び OVD のアスファルト舗装道路維持管理能力が強化される。

## (4) 期待される成果

成果 1. プロジェクトサイトにおいて OR 及び OVD の役割や責任を明確にし、アスファルト舗装道路維持管理サイクルが確立される。

成果 2. アスファルト舗装道路維持管理技術指針が策定される。

成果 3. プロジェクトサイトにおいて OR 及び OVD のアスファルト舗装道路維持管理作業を担当する技術者の道路維持管理技術・知識が向上する。

## (5) 活動の概要

詳細な内容に関しては「6.業務の内容の各成果にかかる活動」を参照すること。

### 【成果 1 関連】

1-1. プロジェクトサイトにおける OR 及び OVD のアスファルト舗装道路維持管理に係る役割・責任・作業手順のレビュー、及び問題点の分析。

1-2. プロジェクトサイトにおける OR 及び OVD のアスファルト舗装道路維持管理に係る最適な役割・責任・作業手順の明確化。

1-3. プロジェクトでカバーされる道路網の把握。

1-4. 主要数カ所での交通量の測定。

1-5. プロジェクトサイトにおける OR 及び OVD のアスファルト舗装道路維持管理計画の作成。

1-6. プロジェクトサイトにおける OR 及び OVD のアスファルト舗装道路維持管理に必要な予算書の作成と予算要求の実施。

### 【成果 2 関連】

2-1. プロジェクトサイトにおける OR 及び OVD のアスファルト舗装道路維持管理作業のレビュー、及び問題点の分析。

2-2. アスファルト舗装道路維持管理に関する既存マニュアル・技術指針等の収集、及び内容のレビュー。

2-3. アスファルト舗装道路維持管理技術指針作成のためのワーキンググループの設置。

2-4. アスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）の作成。

2-5. 作成したアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）の説明会の開催、及びコメント・意見の聴取。

2-6. 作成したアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に基づく道路点検の実施、及びその点検作業内容の評価。

2-7. アスファルト舗装道路点検結果蓄積のためのデータベースの構築。

2-8. 作成したアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に基づく維持管理作業の実施、及びその維持管理作業内容の評価。

- 2-9. アスファルト舗装道路維持管理技術指針の最終化。
- 2-10. アスファルト舗装道路維持管理技術指針に関するセミナー・ワークショップの開催。
- 2-11. アスファルト舗装道路維持管理技術指針のインフラ公共事業省の公式規則としての公認手続きの手配。

#### 【成果3関連】

- 3-1. アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修に関する研修計画作成。
  - 3-1-1. アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修に関する研修実施のためのワーキンググループの設置。
  - 3-1-2. アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修に関する研修計画の策定。
  - 3-1-3. アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修の OJT 実施路線(区間)の選定。
- 3-2. アスファルト舗装道路点検に関する研修実施。
  - 3-2-1. アスファルト舗装道路点検の研修対象者へのベースライン調査の実施。
  - 3-2-2. アスファルト舗装道路点検に関する座学の実施。
  - 3-2-3. プロジェクトサイトにおける対象路線(区間)でのアスファルト舗装道路点検に関する OJT の実施。
  - 3-2-4. アスファルト舗装道路点検の研修対象者へのエンドライン調査の実施。
  - 3-2-5. 研修対象者の職場でのアスファルト舗装道路維持管理技術指針(案)アスファルト舗装道路点検編の試行運用、及び評価。
- 3-3. アスファルト舗装補修に関する研修実施。
  - 3-3-1. アスファルト舗装補修の研修対象者へのベースライン調査の実施。
  - 3-3-2. アスファルト舗装補修に関する座学の実施。
  - 3-3-3. プロジェクトサイトにおける対象路線(区間)でのアスファルト舗装補修に関する OJT の実施。
  - 3-3-4. アスファルト舗装補修の研修対象者へのエンドライン調査の実施。
  - 3-3-5. 研修対象者の職場でのアスファルト舗装道路維持管理技術指針(案)アスファルト舗装補修編の試行運用、及び評価。

#### (6) 対象地域

コンゴ民主共和国キンシャサ市及びその近郊

#### (7) 関係官庁・機関

プロジェクト責任機関：インフラ公共事業省 (Ministry of Infrastructures and Public Works: MIPW)

カウンターパート機関：道路公社 (Office des Routes: OR) 及び道路・排水公社 (Office des Voiries et Drainage: OVD)

### 3. 業務の目的

「道路維持管理能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト

目標を達成する。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2015 年 12 月に MIPW と締結した R/D に基づいて実施される「道路維持管理能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 業務の実施方針及び留意事項

##### (1) プロジェクトの基本的方向性

コンゴ民では、道路維持管理予算の運営管理組織として道路維持管理基金 (FONER) が設置されるなど、予算面においてはコンゴ民政府の道路維持管理に対する優先度は高いと考えられるが、維持管理作業に関しては、点検結果の蓄積・分析等が行われず、また統一的な技術指針もなく、各個人の力量に委ねた形で実施されるなど、技術力が伴っていない状況にある。

こうした状況から本プロジェクトでは道路維持管理に係る一連の業務フロー (PDCA サイクル) を定着させるとともに、道路維持管理を実施する上で最低限必要と考えられる技術指針 (道路点検、舗装補修技術) を策定し、技術指針に基づいた維持管理作業の OJT を実施することで、現在よりも効率的・効果的な道路維持管理予算の執行が行われるようになることに主眼をおいた協力内容としている。

##### (2) プロジェクトの実施体制及び MIPW の役割

本プロジェクトの関係機関は、本件の要請元であるドナー支援の調整窓口の MIPW インフラユニット、道路整備に関する基準等を策定する MIPW 道路・橋梁局、工事中の施工監理を行う MIPW 技術管理室がある。幹線道路や都市道路等の道路維持管理作業は MIPW 傘下の OR、OVD が実施し、道路維持管理予算は MIPW 傘下の FONER が管理する等、道路維持管理に係る関係機関は多岐に亘っている。また技術指針を策定するためには MIPW や OR、OVD のみならず、大学教授等、外部有識者からの指導・助言を得つつ策定する必要がある。そのためプロジェクトのカウンターパート機関を OR と OVD に定めるとともに、プロジェクトの責任機関として MIPW インフラユニットを設定し、供与機材の免税措置等といった本プロジェクトの実施・運営に係る業務調整をインフラユニットが実施することになる。

##### (3) アスファルト舗装補修の OJT 及びその安全対策

OR 及び OVD とともに FONER から配布された予算で日常維持管理作業やアスファルト舗装補修工事等の維持管理業務が行われ、OR 及び OVD のキンシャサ州事務所でも、配布された予算に基づき毎年アスファルト舗装補修工事が計画されている。このため本プロジェクトで実施するアスファルト舗装補修の OJT は両組織で計画されているアスファルト舗装補修工事の現場を利用して実施する。なお、OJT の対象とする補修工事は JICA プロジェクトが実施する工事ではないものの、OJT 実施中に対象補修工事で事故等が発生しないよう OR 及び OVD に対して JICA が定める「ODA 建設工事安全管理ガイドンス (2014 年 9 月)」

([http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html))に基づき補修工事の安全対策に関する技術助言を実施する。

#### (4) 未舗装道路に対する協力

本プロジェクトは対象サイトをコンゴ民国内で最も舗装率の高いキンシャサ市及びその近郊と定め、活動内容をアスファルト舗装道路に特化したものとしているが、コンゴ民国内の道路は大部分が未舗装道路であることから、MIPW 内には未舗装道路に対する協力要請がある。プロジェクト開始後もコンゴ民側から未舗装道路に対する強い要請がある場合は、その活動内容について JICA とも協議の上、柔軟に対応していくこととする。

#### (5) 道路点検データベース

OR 及び OVD では、目視による道路点検は実施しているものの、道路点検で確認された損傷は、主観的データのみが残され、客観的データとしては残されておらず、点検結果に基づいた維持管理計画は策定されていない。このため本プロジェクトでは点検結果に基づいた維持管理計画が策定されるよう道路点検に関するマニュアルを整備するとともに、道路点検結果を整理・分析するためのデータベースを構築する。

コンサルタントは、本プロジェクトで構築するデータベースの基本計画（整備方針、運用方法、蓄積データ、必要機材等）についてプロポーザルで提案すること。なお、データベースの内容は、本プロジェクトで整備する道路点検マニュアルや道路点検結果をどのように活用するのかカウンターパート機関と協議・調整して決定するため、データベース構築に要する開発費、PC 等の機材調達等の費用は見積り金額に含めず、プロジェクト開始後に MIPW や OR、OVD 等とデータベースシステムの基本計画の協議を実施し、基本計画が合同調整委員会（Joint Coordinating Committee : JCC）で承認された段階で同システムの構築に必要な費用を契約変更にて追加することとする。

#### (6) 類似案件の教訓

コンゴ河に架かるマタディ橋を管理するキンシャサ・バナナ交通公団（Organisation pour l'Equipement de Banana-Kinshasa : OEBK）に対して実施された技術協力「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」（2012年3月～2015年3月）では、マタディ橋の維持管理経験者の高齢化及び人材不足、並びに交通量増加に伴う補修・維持管理が求められる中、若手技術者育成を含めた維持管理能力の強化が行われ、プロジェクト終了後も OEBK の強いオーナーシップ醸成につながり、OEBK 職員が維持管理の重要性を明確に意識することで組織を挙げてインフラ整備のプロフェッショナルとしての役割を果たすという目標を掲げ、維持管理業務の改善に積極的に取り組むなど適切な維持管理につながった。OR や OVD と同様の状況にあった OEBK がどのようにして職員全体の維持管理に対する意識を改善し、積極的に維持管理業務に取り組むようになったのかを理解するために、本プロジェクト開始時に OEBK との意見交換やマタディ橋の維持管理状況の視察を計画し、OR 及び OVD の維持管理に対する認識を向上させる機会とする。

#### (7) 広報活動について

我が国無償資金協力により補修・改修されたポワ・ルー通りは日本技術の象徴として「コンゴ・日本大通り (Boulevard Congo-Japon)」と命名されるなど同国から高い評価を受けている。「コンゴ・日本大通り」の補修・改修後の維持管理の重要性を正しく国民に理解してもらえるよう、プロジェクト活動内容及び成果を OR/OVD ウェブサイト及び JICA ウェブサイトへ掲載する等、効果的な広報を実施していく。

また日本人専門家や C/P の活動状況写真や画像等を、JICA の技術協力プロジェクトを紹介する広報記録として活用できるようプロジェクト活動記録を取りまとめることとする。

#### (8) プロジェクトデザインマトリックス (PDM) の変更について

本プロジェクトの詳細計画策定結果 (配布資料) に記載のとおり、事業事前評価表の策定段階において詳細計画策定調査で合意した PDM (案) からプロジェクト目標の指標、及び上位目標とその指標の変更を実施している。ただし、この変更はコンゴ民側関係機関と未協議のため、プロジェクト開始後の第 1 回 JCC において PDM の修正を提案し、合意を取り付けることとする。

#### (9) オフィススペースについて

プロジェクトチームの執務スペースは、2016 年 3 月末までに MIPW が MIPW 内又は OR 内もしくは OVD 内に確保することとなっている。ただし、インターネット環境やコピー機などの OA 機器はコンサルタントで調達する必要がある。必要経費は見積に含めること。

#### (10) 研修 (本邦) について

本プロジェクトでは、2.5 年間で 2 回の本邦研修 (各回 2 週間、8 名程度) を予定している。本研修は、日本の道路維持管理分野における経験や教訓を得ることを目的としているものの、プロジェクト終了後の長期的な視点に立ち、日本で活用されている機材やシステムについての知見を得られる場とすることも想定している。

コンサルタントは、現地での業務に加え、本邦研修も活用し技術移転を行うよう留意し、本案件において必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期、実施期間、人数及び想定される受入先 (現時点での内諾取付けは不要) があれば、プロポーザルにて提案することとする。なお、大まかな時期・規模感は上記のとおりであるが、研修内容等に鑑み、より適切な規模をコンサルタントの提案に基づき設定することを妨げるものではない。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン (2015 年 4 月版)」 ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201504\\_guide.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201504_guide.pdf)) を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

#### (11) モニタリングについて

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet (JICA 指定フォーム有・配布資料参照) を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、

成果発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。コンサルタントは、6か月に1度を目途に、JCC等での議論もふまえながらC/P機関と共同でMonitoring Sheetを作成し、JICAコンゴ民事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。

なお、これに伴い、従来の中間レビュー/終了時評価調査は実施しない予定であるが、その代替として、モニタリングのための材料となるベースライン調査と進捗状況調査を行い、評価案と今後の方針を作る「モニタリング・評価」団員を業務従事者に含めることを推奨する（進捗状況調査は概ね1回の渡航を2週間程度と想定しており、ベースライン調査や国内作業も合わせ3M/M程度を想定している）。

#### (12) 事業完了報告書の作成について

コンサルタントは、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は原則として日本語・仏語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料を参照のこと。

なお、本報告書と上記Monitoring Sheetの導入に伴い、従来終了時評価調査は実施しない予定である。

#### (13) C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルやデータベースシステム等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、コンゴ民側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、プロジェクト成果の定着のためには、作成したガイドラインや基準を議会などで承認してもらうことやコンゴ民側の予算確保に向けた啓発活動も必要になるため、JCC等も活用しながら、先方への働きかけを行うこと。

#### (14) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

#### (15) ジェンダー主流化の取り組み

本プロジェクトでは、ジェンダー視点の具体的な取り組みは行われませんが、適切な道路維持管理作業の定着により、女性を含む歩行者の安全確保、病院等の生活基盤インフラへのアクセス向上に資することが期待される。ベースライン調査等で男女別の歩行者の安全に関する情報や道路使用目的等、ジェンダー視点での間接的な事業効果についても情報収集を行うこと。

また実施機関内の女性職員のプロジェクトへの参画配慮や道路維持管理作業において女性が排除されないための工夫など、可能な範囲でジェンダー視点の取り組みを検討すること。

## 6. 業務の内容

### 全体に係る活動

#### (1) ワークプランおよび Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定結果や各年次の目標を含む既存の関連資料・情報等を整理したうえで、詳細な調査内容及びスケジュールを検討し、ワークプランおよび Monitoring Sheet に取りまとめる。また、内容をコンゴ民側に説明・協議し、基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、Ver.1 作成から 6 か月おきに先方実施機関と協同で更新版を作成し、JICA コンゴ民事務所に提出すること。

#### (2) 目標値の設定

上位目標、プロジェクト目標及びプロジェクト成果の指標の内、具体的な数値が確定していないものについて、コンゴ民側関係機関とともにベースライン調査等を行い、目標を設定する。

これらの数値については、案件開始後 3 か月以内をめぐりに設定することとし、設定後に JCC で確認すること。

#### (3) JCC 及び TG の開催

##### ① 合同調整委員会 (JCC : Joint Coordinating Committee)

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、6 ヶ月に 1 回の開催頻度を目的に JCC を実施する。JCC の議長はインフラ公共事業省道路橋梁担当顧問が務める。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ プロジェクト年次作業計画に係る協議・承認</li><li>・ プロジェクト年次作業計画の達成状況・進捗状況の評価</li><li>・ プロジェクト実施プロセスにおける課題に係る検討・意見交換</li></ul> |
|---|

##### ② 技術部会 (TG : Technical Group)

TG は、プロジェクトの各課題について、MIPW やカウンターパートメンバーの他、コンゴ民側関係機関、民間建設会社、日本人専門家からなるワーキンググループ (WG : Working Group) で作成されたアスファルト舗装道路維持管理技術指針 (案) 等の技術指針に関し、内容の検討及び助言を実施するとともに、プロジェクト活動の実施調整を行う。TG は、OR 及び OVD のプロジェクトディレクターを議長とし、WG メンバーと大学・工科大学等の技術支援部会 (TAG : Technical Advisory Group) から構成され、必要に応じて開催する。詳細は R/D を参照すること。

#### (4) 本邦研修の実施

本邦研修に関し、コンサルタントが提案する本案件で実施すべき研修内容、受入先及び時期の案について、研修内容、時期を固める。本研修を所管する JICA の国内機関は、研修内容及び研修受入先などから勘案して確定することとする。コンサ

ルタントは、本研修の実施に先立ち、研修内容・日程、受入先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

JICA 国内機関の所管調整は、例年 10 月（第 1 回）、2 月（第 2 回）、5 月（第 3 回）、8 月（最終）頃の計 4 回実施される。国内機関の状況により、希望時期の受入が不可となる場合もあることから、本邦研修の実施時期・人数については早めに JICA に提案すること。提案後の実施時期等の変更も可能であるが、国内機関との調整を要することから速やかに JICA に報告すること。また第 1 回の本邦研修は 2017 年 1 月頃の実施ということで仮登録しているが、コンサルタントの提案に応じて変更予定である。

#### （5）事業完了報告書の作成

プロジェクトの最終時点で事業完了報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

### 成果 1 に係る活動

#### （6）アスファルト舗装道路維持管理に係る役割・責任・作業手順のレビュー、及び問題点の分析

アスファルト舗装道路維持管理に係る OR/OVD の役割や責任、予算化（点検～計画～予算配賦）、予算執行（作業・工事準備～実施～完了）にかかる業務内容、過去数年の維持管理予算額の推移等を確認し、道路維持管理上の課題・問題点を抽出する。

#### （7）アスファルト舗装道路維持管理に係る最適な役割・責任・作業手順の明確化

アスファルト舗装道路維持管理に係る最適な役割・責任・作業手順の検討を行う WG を立ち上げ、上記（6）の活動により抽出された課題・問題点について WG で議論・検討を行い、適宜 TG を開催しつつ、コンゴ民の現地状況に応じた最適な改善案を取りまとめる。

#### （8）プロジェクトでカバーされる道路網の把握、及び主要箇所での交通量の測定

OR/OVD のキンシャサ州事務所が管轄する道路網を走行し、管轄道路の道路状態を把握する。OR では道路状態を走行速度に応じて“良（40km/h 以上）、普通（25～40km/h）、悪（25km/h 未満）”の 3 段階で評価しているが、この道路状態の評価定義について WG で議論・検討を行うとともに、その結果に基づき OR/OVD のキンシャサ州事務所の管轄道路状況を評価する。また管轄道路の交通量を把握するため、管轄道路の交通量調査の実施計画を策定し、主要道路を中心に交通量調査を実施する。

#### （9）アスファルト舗装道路維持管理計画の作成

道路点検により確認された道路損傷状況を評価し、その補修方法を検討、補修計画を作成する。補修計画に基づき、適正な工事費を算出する。損傷状況や交通量等に基づき補修工事の優先度を定め、管轄道路全体のアスファルト舗装道路維持管理計画を作成する。

#### （10）アスファルト舗装道路維持管理に必要な予算書の作成と予算要求の実施

上記（9）で作成したアスファルト舗装道路維持管理計画を基に、未舗装道路に対する維持管理計画も考慮した上で、アスファルト舗装道路維持管理計画を見直し、必要予算額の算出及び予算要求手続きの支援を実施する。

## 成果2に係る活動

### (11) アスファルト舗装道路維持管理作業のレビュー、及び問題点の分析

OR/OVDのアスファルト舗装道路の点検作業や維持管理作業（維持作業・補修工事等）の手順、内容、技術力等を確認し、維持管理作業上の課題・問題点を抽出する。

### (12) アスファルト舗装道路維持管理に関する既存マニュアル・技術指針等の収集、及び内容のレビュー

コンゴ民で使用されている道路維持管理に係る各種指針、規程、設計施工基準、ガイドライン等を収集、その内容を確認し、既存マニュアル・技術指針等の課題・問題点を抽出する。

### (13) アスファルト舗装道路維持管理技術指針作成のためのワーキンググループの設置、及びアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）の作成

アスファルト舗装道路維持管理の技術指針の検討を行うWGを立ち上げ、上記（12）の活動により抽出された課題・問題点についてWGで議論・検討を行い、コンゴ民の現地状況に応じたアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）を取りまとめる。アスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）の取りまとめに際しては必要に応じてTGを開催し、TAGからの助言・コメントを反映させること。

### (14) アスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）の説明会の開催、及びコメント・意見の聴取

MIPW、OR及びOVDのアスファルト舗装道路の維持管理業務に従事する関係者を対象に、上記（13）の活動により作成したアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）の説明会を開催する。説明会で聴取したコメント・意見は必要に応じてアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に反映させる。

### (15) アスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に基づく道路点検の実施、及びその点検作業内容の評価

作成されたアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に基づき、プロジェクトサイトにおいて道路点検を実施し、その点検作業内容を評価する。評価結果をWGで議論・検討、適宜TGを開催し、アスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に反映させる。

### (16) 道路点検結果蓄積のためのデータベースの構築

アスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に基づき実施される道路点検結果を蓄積するためのデータベースを構築する。WGでデータベースの基本計画（整備方針、運用方法、蓄積データ、必要機材等）を作成し、その内容をJCCで承認後、システム開発及びデータベースに必要となる機材の調達を開始する。

**(17) アスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に基づく維持管理作業の実施、及びその維持管理作業内容の評価**

作成されたアスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に基づき、プロジェクトサイトにおいてアスファルト舗装道路の維持管理作業（維持作業・補修工事等）を実施し、その作業内容を評価する。評価結果をWGで議論・検討、適宜TGを開催し、アスファルト舗装道路維持管理技術指針（案）に反映させる。

**(18) アスファルト舗装道路維持管理技術指針の最終化**

WGにて下記（25）（28）の試行運用とその評価結果を議論・検討の上、その結果を反映させてアスファルト舗装維持管理技術指針（案）を修正し、更にTGを開催し、TAGからの助言・コメントを反映させ、最終化させる。

**(19) アスファルト舗装道路維持管理技術指針に関するセミナー・ワークショップの開催**

MIPW、OR及びOVDの未舗装道路も含む道路維持管理業務従事者を対象に上記（18）の活動にて最終化したアスファルト舗装道路維持管理技術指針に関するセミナー・ワークショップを開催する。セミナー・ワークショップの計画（開催場所（C/P施設の利用を想定）、参加者、内容、日程等）を作成の上、JCCにてその計画の承認を得る。なお、参加者の旅費・日当は、R/D上、C/P側の負担として整理されているため、見積への計上は不要である。

**(20) アスファルト舗装道路維持管理技術指針のインフラ公共事業省の公式規則としての公認手続きの手配**

上記（18）の活動にて最終化したアスファルト舗装道路維持管理技術指針をコンゴ民の統一技術指針として承認されるようMIPW内での公認手続き支援を行う。

**成果3に係る活動**

**(21) アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修に関する研修実施のためのワーキンググループの設置、及び研修計画の策定**

アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修に関する研修計画を策定するためのWGを立ち上げ、若手技術者を対象にした研修計画（座学研修場所（C/P施設の利用を想定）、研修対象者、研修内容、日程等）を作成する。作成した研修計画はJCCにて承認を得る。アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修に関する研修はそれぞれ3回（約2ヶ月/回、40名程度）の実施を予定している。研修対象者の旅費・日当はC/P側の負担として整理されているので見積への計上は不要である。

なお、本研修には、先方の旅費負担により、OR/OVDのキンシャサ州事務所以外の技術者も広く参加を認めることとしている。国内に広く技術普及を図っていくとの観点から、地方事務所からの参加要請についても対応を検討すること。

**(22) アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修のOJT実施路線（区間）の選定**

上記（21）の活動で立ち上げたWGで、アスファルト舗装道路点検及びアスファルト舗装補修のOJTを実施するための対象道路を選定する。OJTの対象道路はOR

及び OVD のキンシャサ州事務所の管轄道路からそれぞれ選定する。舗装補修の OJT 対象道路はそれぞれのキンシャサ州事務所で計画された予算措置された補修工事の中から選定する。

**(23) アスファルト舗装道路点検の研修対象者へのベースライン/エンドライン調査の実施**

アスファルト舗装道路点検の研修対象者の研修実施による知識・技術の向上が確認できるよう、研修前と研修後にベースライン/エンドライン調査を実施する。また、その結果を評価・分析し、次回研修内容に反映させるとともに、その結果を JCC にて報告する。

**(24) アスファルト舗装道路点検に関する座学、OJT の実施**

上記(15)の活動にて作成したアスファルト舗装道路維持管理技術指針(案)のアスファルト舗装道路点検に関する座学研修と道路点検作業の OJT を上記(22)で選定した対象道路で実施する。点検結果は上記(16)の活動にて構築したデータベースに蓄積させる。

**(25) アスファルト舗装道路維持管理技術指針(案)アスファルト舗装道路点検編の試行運用、及び評価**

研修参加者の配属先でアスファルト舗装道路維持管理技術指針(案)のアスファルト舗装道路点検編を試行運用し、その結果を評価する。また試行運用で抽出された課題を取りまとめる。

**(26) アスファルト舗装補修の研修対象者へのベースライン/エンドライン調査の実施**

アスファルト舗装補修の研修対象者の研修実施による知識・技術の向上が確認できるよう、研修前と研修後にベースライン/エンドライン調査を実施する。また、その結果を評価・分析し、次回研修内容に反映させるとともに、その結果を JCC にて報告する。

**(27) アスファルト舗装補修に関する座学、OJT の実施**

上記(17)の活動にて作成したアスファルト舗装道路維持管理技術指針(案)のアスファルト舗装補修に関する座学研修と舗装補修作業の OJT を上記(22)で選定した対象道路で実施する。

**(28) アスファルト舗装道路維持管理技術指針(案)アスファルト舗装補修編の試行運用、及び評価**

研修参加者の配属先でアスファルト舗装道路維持管理技術指針(案)のアスファルト舗装補修編を試行運用し、その結果を評価する。また試行運用で抽出された課題を取りまとめる。

**7. 成果品等**

**(1) 報告書等**

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は事業完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 5 部
ワークプラン	2016 年 4 月下旬	仏文 15 部 和文翻訳 5 部
Monitoring Sheet Ver.1	2016 年 4 月下旬	仏文 15 部 和文翻訳 5 部
Monitoring Sheet Ver.2	2016 年 10 月下旬	仏文 15 部 和文翻訳 5 部
Monitoring Sheet Ver.3	2017 年 4 月下旬	仏文 15 部 和文翻訳 5 部
Monitoring Sheet Ver.4	2017 年 10 月下旬	仏文 15 部 和文翻訳 5 部
Monitoring Sheet Ver.5	2018 年 4 月下旬	仏文 15 部 和文翻訳 5 部
Monitoring Sheet Ver.6	2018 年 10 月上旬	仏文 15 部 和文翻訳 5 部
事業完了報告書 (C/R)	2018 年 12 月中旬	仏文 15 部 和文 5 部 CD-R 5 枚

事業完了報告書 (C/R) については製本することとし、その他の成果品等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## (2) 技術協力成果品

コンサルタントは、以下の資料を作成し、提出すること。なお、提出に当たっては、事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア アスファルト舗装道路維持管理技術指針
- イ 各種研修教材
- ウ プロジェクト活動記録

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

本業務については、2016年3月に業務を開始し、2018年12月のプロジェクト終了を予定している。2016年4月下旬を目途にMonitoring Sheet Ver.1を提出する。その後、6か月おきにMonitoring Sheetを作成・提出し、2018年12月中旬までに事業完了報告書を作成し提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

(全体) 約72M/M（モニタリング・評価団員も含む）

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認められる。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任/道路維持管理計画（2号）
- イ) 道路点検（3号）
- ウ) 道路点検（データベース）
- エ) 舗装補修（3号）
- オ) 舗装補修（施工管理）
- カ) 業務調整/道路維持管理計画補助
- キ) モニタリング・評価

##### (3) 通訳

本業務には通訳の配置を認めるので、適切な配置をプロポーザルにて提案すること。日本語/仏語通訳は1名まで可とし、複数名配置の際は英語/仏語通訳を配置すること。なお、経費は直接費のみとする。

#### 3. 対象国の便宜供与

- ・カウンターパートの配置
- ・JICA 専門家用プロジェクト事務所（2016年3月末までに確保予定）

#### 4. 配布資料及び参考資料

##### 【配布資料】

- ・コンゴ民主共和国道路維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定結果
- ・R/D
- ・モニタリングに関する説明資料

## 5. 機材

本プロジェクトでは、携行機材の調達は想定していないが、供与機材として以下の機材供与を想定している。供与機材の内容、仕様、数量等についてはJCCにて協議、合意の上で確定することとする。

	機材内容	数量
1	プロジェクター（プロジェクト用）	1
2	コピー機（プロジェクト用）	1
3	デスクトップPC（プロジェクト用）	1

データベース構築に係る機材についてもコンサルタントが調達することを想定し、必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、データベースの構築に関しては、上記の「第2 業務の目的・内容に関する事項 5.（5）」に記載のとおり、カウンターパート機関との調整が必要となるため、これに要する費用は契約変更で金額を追加するものとし、プロポーザル提出段階では見積書への計上は不要である。機材の購入方法等は、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2015年7月 版）」

（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ\\_201507\\_guide\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201507_guide_01.pdf)）に従うこと。また、資機材の仕様については、各国の事情に則し、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において調達する供与機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

### ・データベース構築のためのシステム開発

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、データベース構築のためのシステム開発は、上記の「第2 業務の目的・内容に関する事項 5.（5）」に記載のとおり、カウンターパート機関との調整が必要となるため、これに要する費用は契約変更で金額を追加するものとし、プロポーザル提出段階では見積書への計上は不要である。

## 7. 見積もりの分離

本プロジェクトでは、航空賃以外に見積価格を分けて提示するものはない。

## **8. その他留意事項**

### **(1) 複数年度契約**

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### **(2) 安全管理**

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA コンゴ民事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### **(3) データベースに関する著作権**

本プロジェクトにおいて開発する、道路維持管理に活用するデータベースの著作権は、JICA に帰属（ただし、コンサルタントが従前より権利を有する著作物及びノウハウは除く）するとともに、コンサルタントはいかなる場合においても著作者人格権を主張しないこととする。

また本システムは、OR 及び OVD が公共の目的に活用する場合において、無償の利用許諾及び必要に応じた改変等も認めることとする。

### **(4) 不正腐敗の防止**

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。